

静岡県訓令甲第6号

本 庁  
出先機関

静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後																																																	
<p>(文書等の発信者名)</p> <p><b>第12条</b> 文書等の発信者名は、文書等の性質及び内容により、知事名、県名、副知事名、会計管理者名、危機管理監名、部長名、政策推進担当部長名、デジタル戦略担当部長名、地域外交担当部長名、感染症対策担当部長名、局長名、局次長名、出先機関の長名又は出先機関名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、課長名又は課名を用いることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>公印管守者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">職印</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>感染症対策担当部長印</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>局長印</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者	(略)				職印	(略)			感染症対策担当部長印	(略)		局長印	(略)		(略)			<p>(文書等の発信者名)</p> <p><b>第12条</b> 文書等の発信者名は、文書等の性質及び内容により、知事名、県名、副知事名、会計管理者名、危機管理監名、部長名、政策推進担当部長名、デジタル戦略担当部長名、<u>地域外交担当部長名、感染症対策担当部長名、<u>農林水産担当部長名</u></u>、局長名、局次長名、出先機関の長名又は出先機関名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、課長名又は課名を用いることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>公印管守者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">職印</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>感染症対策担当部長印</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>農林水産担当部長印</u></td> <td><u>方21</u></td> <td><u>経済産業部政策管理局総務課長</u></td> </tr> <tr> <td>局長印</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者	(略)				職印	(略)			感染症対策担当部長印	(略)		<u>農林水産担当部長印</u>	<u>方21</u>	<u>経済産業部政策管理局総務課長</u>	局長印	(略)		(略)			
区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者																																																		
(略)																																																					
職印	(略)																																																				
	感染症対策担当部長印	(略)																																																			
	局長印	(略)																																																			
	(略)																																																				
区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者																																																		
(略)																																																					
職印	(略)																																																				
	感染症対策担当部長印	(略)																																																			
	<u>農林水産担当部長印</u>	<u>方21</u>	<u>経済産業部政策管理局総務課長</u>																																																		
	局長印	(略)																																																			
(略)																																																					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この訓令甲は、令和4年1月4日から施行する。